

平成21年 第2回

# 宿毛市議会臨時会会議録

平成21年5月14日開会

平成21年5月14日閉会

宿毛市議会事務局

平成21年第2回宿毛市議会臨時会会議録

目 次

第1日（平成21年5月14日 木曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会（午前10時01分）	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
○日程第3 議案第1号から議案第11号まで	4
（提案理由の説明）	
市 長	4
質疑	6
委員会付託省略	6
（議案第1号から議案第10号まで）	
討論・表決	6
（議案第11号）	
討論・表決	7
○日程追加 議長辞職の件	7
○日程追加 議長の選挙	7
○日程追加 副議長の選挙	9
（諸般の報告）	
○日程追加 幡多西部消防組合議会議員及び高知県宿毛市愛媛県南宇和郡 愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙	11
○日程追加 議案第12号	11
（提案理由の説明）	
市 長	11
質疑	12
委員会付託省略	12
討論・表決	12
（閉会あいさつ）	
市 長	12

閉 会 (午後 2時44分)

----- . . ----- . . -----

付 録

議決結果一覧表..... 付-1

平成21年  
第2回宿毛市議会臨時会会議録第1号

第1日（平成21年5月14日 木曜日）

午前10時 開議

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号から議案第11号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 専決処分した事件の承認について

議案第 4号 専決処分した事件の承認について

議案第 5号 専決処分した事件の承認について

議案第 6号 専決処分した事件の承認について

議案第 7号 専決処分した事件の承認について

議案第 8号 専決処分した事件の承認について

議案第 9号 専決処分した事件の承認について

議案第10号 専決処分した事件の承認について

議案第11号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第11号まで

日程追加 議長辞職の件

日程追加 議長の選挙

日程追加 副議長の選挙

日程追加 幡多西部消防組合議会議員及び高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙

日程追加 議案第12号 宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今 城 誠 司 君

2番 岡 崎 利 久 君

4番	松浦英夫君	5番	浅木敏君
6番	中平富宏君	7番	有田都子君
8番	浦尻和伸君	9番	寺田公一君
10番	宮本有二君	11番	濱田陸紀君
12番	西郷典生君	13番	山本幸雄君
14番	中川貢君	15番	西村六男君
16番	岡崎求君		

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員（ 1名）

3番 野々下昌文君

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦君
次長	小島美喜子君
議事係長	岩村研治君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	岡本公文君
企画課長補佐	黒田厚君
総務課長	弘瀬徳宏君
市民課長	滝本節君
税務課長	山下哲郎君
会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君

生涯学習課長	
兼 宿毛文教	有 田 修 大 君
センター所長	
学 校 給 食	岡 村 好 知 君
センター所長	
千 寿 園 長	村 中 純 君
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	小 野 正 二 君
選 挙 管 理 委 員	
会 事 務 局 長	土 居 利 充 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開会

○議長（宮本有二君） これより、平成21年第2回宿毛市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において松浦英夫君及び浅木 敏君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。おはかりいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

野々下昌文君から、会議規則第2条の規定による欠席の届け出がありました。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しておるとおりであります。

日程第3「議案第1号から議案第11号まで」の11議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。本日は、平成21年第2回宿毛市議会臨時会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

提案理由の説明に入ります前に、この場をお借りしまして、定住自立圏構想並びに四万十・足摺エリア観光圏整備計画に関するご報告を、簡単にさせていただきたいと思っております。

まず、定住自立圏構想につきましては、宿毛市と四万十市を合わせまして1つの中心市とみなす複眼型中心市として、平成20年10月28日に、国から先行実施団体の選定を受けまして、去る4月27日に四万十市と連盟で中心市宣言を行ったところでございます。

今後は、この中心市と周辺市町村が連携する取り組みについて、協定の締結などの作業を進めていくこととなっております。

また、観光圏整備事業といたしましては、幡多地域6市町村と高知県が共同で作成しました四万十・足摺エリア観光圏整備計画につきまして、広域周遊ルートの作成や、地域資源を生かした体験型等の新たなプログラムを開発することによりまして、魅力ある観光地づくりを進めるものでございまして、本年4月22日に国から認定を受けました。

今後は、国からの総合的な支援を受ける中で、幡多地域の各市町村並びに観光協会、商工会議所とも連携を図りながら、観光圏の整備を推進して、交流人口の拡大はもとよりでございますが、地域経済、地域産業の活性化に努めてまいりたいと、このように考えております。

それでは、ご提案を申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号から議案第10号までは、いずれも専決処分をした事件の承認を求めるものでございます。

議案第1号は、平成20年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で1,519万7,000円を減額する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

主な内容につきましては、定額給付金給付事業のうち、平成20年度に係る事務費の額の確

定、並びに県営漁港事業負担金の額の確定等により、繰越明許費の変更をいたしましたことと、地方債の確定によるものでございます。

歳入で増額しました主なものは、地方交付税 6,790万5,000円、自動車重量譲与税 1,209万4,000円でございます。

減額しました主なものでございますが、財政調整基金繰入金 5,503万4,000円、市債 4,170万円。

一方、歳出で増額しましたものは、総務費の人事管理費 837万9,000円。

また、減額しました主なものは、土木費の土木総務費 354万円、同じく土木費の道路橋りょう総務費 1,915万6,000円でございます。

議案第2号は、平成20年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算でございます。

内容につきましては、運航費が650万円の減額となったこと、及び離島航路補助金が1,265万6,000円の増額となったことに伴いまして、一般会計繰入金 1,915万6,000円を減額する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第3号は、平成20年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

内容につきましては、後期高齢者医療保険料が予想以上に収納されたことによりまして、増額となった104万円を、高知県後期高齢者医療広域連合へ納付金として支払う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第4号は、平成21年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

内容につきましては、介護保険事業特別会計への繰出金 75万6,000円の増額、及びこれまで人権推進課で行っていた人権教育に関する

事務を、平成21年度に新設した生涯学習課人権教育係の所掌としたことにより、予算移動する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第5号は、平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算でございます。

内容につきましては、介護認定審査会費 75万6,000円の未計上により、4月からの事業実施に支障を来すため、緊急に予算補正をする必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第6号は、宿毛市課設置条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、これまで市長の権限に属する事務としておりました人権教育に関するものを、平成21年度から教育委員会の職務権限としたこと等に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第7号は、宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の異動等に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第8号は、宿毛市税条例等の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成21年3月31日に公布され、個人住民税における住宅ローン特別控除、及び土地の長期譲渡取得に係る特別控除の創設、並びに上場株式等の配当及び譲渡益の課税特別



の延長が行われたこと等に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

議案第9号は、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が、平成21年3月31日に公布され、適用期限が2年間延長されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第10号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が、平成21年3月31日に公布され、国民健康保険税の2割軽減対象となる納税義務者の要件から例外規定が削除され、一律軽減となったこと、及び介護納付金に係る課税限度額が9万円から10万円に引き上げられたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第11号は、固定資産評価員の選任につき同意を求めるものでございます。

本市の固定資産評価員に税務課長の山下哲郎を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なお決定をいただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（宮本有二君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

-----

午前10時51分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案11件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第11号まで」の11議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより「議案第1号から議案第10号まで」の10議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第1号から議案第10号まで」の10議案は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第10号まで」の10議案は、これを承認することに決し

ました。

これより、「議案第11号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第11号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。よって、「議案第11号」は、これに同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

-----

午前11時07分 再開

○副議長(寺田公一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議長、宮本有二君から議長の辞職願いが提出されました。

おはかりいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、「議長辞職の件」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、宮本有二君の退席を求めます。

(宮本有二君退席)

○副議長(寺田公一君) まず、その辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

○事務局長(岩本昌彦君) 朗読いたします。

辞職願

私は、このたび一身上の都合により、宿毛市議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。

平成21年5月14日

宿毛市議会議長 宮本有二

宿毛市議会副議長 寺田公一殿

以上であります。

○副議長(寺田公一君) おはかりいたします。宮本有二君の「議長の辞職」を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、宮本有二君の「議長の辞職」を許可することに決しました。

宮本有二君の入場を許します。

(宮本有二君入場)

○副議長(寺田公一君) ただいま、議長が欠員となりました。

おはかりいたします。

この際、「議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行いたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、「議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより、「議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(寺田公一君) ただいまの出席議員数は15人です。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○副議長(寺田公一君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○副議長(寺田公一君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○副議長(寺田公一君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長(岩本昌彦君) 点呼をいたします。

今城誠司君、岡崎利久君、松浦英夫君、浅木敏君、中平富宏君、有田都子君、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君、西郷典生君、山本幸雄君、中川 貢君、西村六男君、岡崎 求君。

○副議長(寺田公一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○副議長(寺田公一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(寺田公一君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に今城誠司君及び岡崎利久君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

(開 票)

○副議長(寺田公一君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 15票

無効投票 なし

有効投票中

寺田公一君 11票

中川 貢君 4票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、寺田公一君が議長に当選いたしました。

私が議長に当選いたしましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

なお、議事運営上、議長席を空席にすることができませんので、本席にてごあいさつすることをご了承願います。

(議長当選承諾及びあいさつ)

○議長(寺田公一君) このたび、議長選挙に当たり、議員各位のご推挙により、本市議会の議長の重職につくことになりました。まことに光栄のいたりに存じます。同時に、その責任の重大さを痛感しているところでございます。

今さら申し上げるまでもなく、議長の職責を十分に果たすには、議員各位のご支持とご協力が不可欠であることは十分承知をいたしております。私は、誠意を尽くして事に当たり、公正を旨とし、議会の円滑な運営を図り、市政の進展と地方自治の発展のために、最善の努力をいたす所存であります。

ここに、重ねて議員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げ、議長就任のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長(寺田公一君) 副議長が議長となりま

した関係から、副議長が欠員となりましたので、「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより「副議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(寺田公一君) ただいまの出席議員数は15人です。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(寺田公一君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(寺田公一君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長(岩本昌彦君) 点呼をいたします。

今城誠司君、岡崎利久君、松浦英夫君、浅木敏君、中平富宏君、有田都子君、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君、西郷典生君、山本幸雄君、中川 貢君、西村六男君、岡崎 求君。

○議長(寺田公一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(寺田公一君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に今城誠司君及び岡崎利久君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長(寺田公一君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 15票

無効投票 なし

有効投票中

中平富宏君 11票

有田都子君 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、中平富宏君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました中平富宏君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

ご承諾願えればごあいさつをお願いいたします。

(副議長当選承諾及びあいさつ)

○副議長(中平富宏君) 一言、副議長就任のごあいさつをいたします。

ただいま、議員各位のご推挙により、本市議会の副議長に選ばれましたことは、この上ない光栄と存じておりますと同時に、責任の重大さ

を痛感しているところでもあります。

これからは、新議長のご指導と、皆様方のご支援をいただきながら、議会が公正かつ円満に運営されますよう、誠心誠意努力いたす所存でございます。

議員各位の変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、就任のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

(拍手)

**○議長（寺田公一君）** これにて、「副議長の選挙」は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前 11時33分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時30分 再開

**○議長（寺田公一君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、本日付をもって、今城誠司君、野々下昌文君、松浦英夫君、浅木 敏君、浦尻和伸君、寺田公一君、西郷典生君、西村六男君、以上8人を総務文教常任委員に、

岡崎利久君、中平富宏君、有田都子君、宮本有二君、濱田陸紀君、山本幸雄君、中川 貢君、岡崎 求君、以上8人を産業厚生常任委員に、

岡崎利久君、野々下昌文君、浦尻和伸君、西郷典生君、中川 貢君、西村六男君、以上6人を議会運営委員に、それぞれ指名いたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されていますので、この際、事務局長から報告いたさせます。

**○事務局長（岩本昌彦君）** 各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

総務常任委員会

委員長 西郷典生君

副委員長 今城誠司君

産業厚生常任委員会

委員長 濱田陸紀君

副委員長 岡崎利久君

議会運営委員会

委員長 西村六男君

副委員長 野々下昌文君

以上でございます。

**○議長（寺田公一）** この際、議長から報告いたします。

本日、岡崎 求君、中平富宏君、岡崎利久君、松浦英夫君、濱田陸紀君、西郷典生君から、「宿毛湾港利活用推進調査特別委員会」の委員を辞職したい旨の願い出がありましたので、委員会条例第14条の規定により、同日付でこれを許可し、委員会条例第8条第1項の規定により、本日付をもって、今城誠司君、松浦英夫君、中平富宏君、浦尻和伸君、宮本有二君、西村六男君、以上6人を宿毛湾港利活用推進調査特別委員会委員に指名いたしました。

委員長及び副委員長が選任されていますので、この際、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

**○事務局長（岩本昌彦君）** 宿毛湾港利活用推進調査特別委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長 宮本有二君

副委員長 今城誠司君

以上でございます。

**○議長（寺田公一君）** この際、議長から報告いたします。

幡多西部消防組合議会議長から5月13日付をもって同組合議会議員岡崎 求君の辞職を許可した旨の通知がありました。

ただいま「幡多西部消防組合議会」の議員が1人欠員となっております。

高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会副議長から5月13日付をもって同組合議会議員野々下昌文君、浅木 敏君及び有田都子君の辞職を許可した旨の通知がありました。

ただいま「高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会」の議員が3人欠員となっております。

おはかりいたします。

この際、「幡多西部消防組合議会議員及び高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙」を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、「幡多西部消防組合議会議員及び高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙」を議題といたします。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

幡多西部消防組合議会議員に岡崎 求君を、高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員に野々下昌文君、浅木 敏君及び宮本有二君をそれぞれ指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を各組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君が、各組合議会議員にそれぞれ当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

おはかりいたします。

ただいま、市長から「議案第12号」が提出されました。

この際、本案を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、この際「議案第12号」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「議案第12号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(中西清二君) 市長、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第12号は、宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、人事院勧告に基づき、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手

当に限り、支給率を減率改定しようとするものでございます。

議員、市長、副市長並びに教育長の期末手当につきましては100分の160から100分の145に、一般職員につきましては、期末手当を100分の140から100分の125に、また、勤勉手当を100分の72.5から100分の67.5に、それぞれ改定する必要がありますので、「宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」、「宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例」、「宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」並びに「宿毛市一般職員の給与に関する条例」の4条例を一括で一部改正するものでございまして、国の実施に合わせて行おうとするものであります。

よろしくご審議の上、適切なご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（寺田公一君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、

これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第12号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって「議案第12号」は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会の日程はすべて議了いたしました。

閉会にあたり、市長からあいさつの申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、ご提案を申し上げました議案のほか、議員の役員人事も行われまして、長時間にわたりご審議をいただき、ご苦労さまでございました。

宮本議長には、2年間本当にありがとうございました。

引き続き、議長に副議長の寺田公一さんがなされました。また、副議長にも中平富宏さんという、そしてまた、各委員会の正副委員長さんが決められました。本当にありがとうございました。

ご提案をいただきました議案につきましても、それぞれ原案のとおりご決定をいただきました。本当にありがとうございます。

いよいよ議会の方も、本日から新しい体制のもとで運営がなされるわけでございます。長引く景気低迷の中で、本市の行財政を取り巻く環境は依然として厳しいものがございます。ただいま、国会の方でもいろいろな審議がなされており、補正予算関係でも、いろいろなプログラムが出るようでございます。それに我々も

負けない形について、必死にいきたい。

景気の回復をぜひ、我々の方からもしていかなくやいけないという決意もあります。

このため、引き続き、議員の皆様方におかれましても、いろいろなご指導とご協力を賜りまして、各種課題事業の推進並びに市民福祉の向上に向けて、職員と一丸となって取り組みを進めてまいりたいと考えております。

どうか議員の皆様方におかれましては、今後とも健康にご留意もされまして、宿毛市政発展のためにご活躍をくださいますようお願いを申し上げまして、また皆様方の、市民の幸福も願いまして、閉会のあいさつにかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

**○議長（寺田公一君）** 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成21年第2回宿毛市議会臨時会を閉会いたします。

午後2時44分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会旧議長 宮本有二

旧副議長 寺田公一

新議長 寺田公一

議員 松浦英夫

議員 浅木 敏

平成21年第2回宿毛市議会臨時会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	5月14日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	5月14日	承 認
第 3 号	専決処分した事件の承認について	5月14日	承 認
第 4 号	専決処分した事件の承認について	5月14日	承 認
第 5 号	専決処分した事件の承認について	5月14日	承 認
第 6 号	専決処分した事件の承認について	5月14日	承 認
第 7 号	専決処分した事件の承認について	5月14日	承 認
第 8 号	専決処分した事件の承認について	5月14日	承 認
第 9 号	専決処分した事件の承認について	5月14日	承 認
第10号	専決処分した事件の承認について	5月14日	承 認
第11号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	5月14日	同 意
第12号	宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について	5月14日	原案可決